

奈良県社会教育センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健 一

### 奈良県教育委員会規則第六号

奈良県社会教育センター管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「副主幹」の下に「又は副主任」を加える。

第四条の二（見出しを含む。）中「副主幹」の下に「及び副主任」を加え、同条中「担当事務」を「担任事務」に改める。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。